

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和5年7月25日 15時50分ごろ
発生場所	広島県廿日市市 巖島東方沖 安芸絵ノ島灯台から真方位299°900m付近 (概位 北緯34°17.7' 東経132°21.2')
事故の概要	プレジャーボートMAR VIENTO号は、えい航していた浮体から落水した搭乗者を収容中、搭乗者がプロペラ翼に接触して負傷した。
事故調査の経過	令和5年8月8日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート MAR VIENTO号、5トン未満（長さ5.95m）
船舶番号、船舶所有者等	270-28503広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、操縦席に腰を掛けて操船し、搭乗者Aほか2人を乗せた浮体をえい航して巖島東方沖を遊走していたところ、浮体から搭乗者A及びもう1人の搭乗者が落水した。</p> <p>船長は、本船を左旋回させ、まず搭乗者Aを収容しようと搭乗者Aに接近し、操縦席右舷側にある船外機のリモコンレバーを操作し、中立位置としたつもりで、同乗者を左舷船尾部に立たせ、搭乗者Aの収容補助に当たらせた。</p> <p>船長は、搭乗者Aがトーイングロープを伝って本船に近づいてきたので、間もなく搭乗者Aが左舷船尾部のトランサムラダーから船上に上がってくると思い、搭乗者Aから目を離して落水したもう1人の搭乗者の位置を確認しようと船首方に視線を向けていたところ、同乗者から声を掛けられ、本船が後進していることに気付いた。</p> <p>船長は、船外機のリモコンレバーが僅かに後進位置となっていることを認め、同レバーを中立位置にしようとしたものの、搭乗者Aが船外機のプロペラ翼に接触し、左臀部に挫創を負った。</p> <p>船長、同乗者及び浮体の搭乗者3人は、全員が固型式の救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、浮体から落水した搭乗者Aを収容する際、船長が、船外機のリモコンレバーを中立位置としたつもりが僅かに後進位置となって

	<p>おり、プロペラ翼が回転した状態で搭乗者Aに接近したことから、搭乗者Aがプロペラ翼に接触し、左臀部を負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、搭乗者Aを収容中、落水したもう1人の搭乗者の位置を確認しようと船首方に視線を向けていたことから、船外機のリモコンレバーが僅かに後進位置となって本船が後進していることに気付かなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、落水した搭乗者Aを収容する際、船長が、船外機のリモコンレバーを中立位置としたつもりが、僅かに後進位置となっており、プロペラ翼が回転した状態で搭乗者Aに接近したため、搭乗者Aがプロペラ翼に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、落水者を収容する際は、船外機を停止してプロペラが回転していないことを確認すること。</li> </ul>